

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月7日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第2号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 権限の委任 )</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事委員会は、次の各号に掲げる事項について警察本部長にその権限を委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 巡査部長、警部補及び警部の職への昇任に関する競争試験の実施並びに各競争試験ごとの昇任候補者名簿の提示方法に関すること。</p> <p>(3) 巡査の職への採用に関する競争試験の実施及び採用候補者名簿の提示方法の全部又は一部に関すること。</p>	<p>( 権限の委任 )</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事委員会は、次の各号に掲げる事項について警察本部長にその権限を委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 巡査部長、警部補及び警部の職への昇任に関する競争試験の実施に関すること。</p> <p>(3) 巡査の職への採用に関する競争試験の実施に関すること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。